

# 大 北 圏 域

大町都市計画（大町市）

池田都市計画（池田町・松川村）

白馬都市計画（白馬村）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

---

令和5年5月

長 野 県

# 変更理由書

## 1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」は、平成 12 年都市計画法改正によりすべての都市計画区域で定めることになったため、大北圏域においては、大町、池田、白馬都市計画区域ごとに平成 16 年 5 月に都市計画決定し、その後、第 1 回の変更を大町、池田都市計画区域を平 28 年 3 月、白馬都市計画区域を平成 28 年 7 月に行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスタープランについては、都市施設などの整備目標を目標年次とした平成 32 年（2020 年）を経過していることから、今回の見直しを行うことにしました。

(表) 各都市計画区域の決定状況

| 都市計画区域名 | 当初<br>区域指定   | 最終<br>区域指定 | 都市計画<br>区域面積 | 整備、開発及<br>び保全の方針 |
|---------|--------------|------------|--------------|------------------|
| 大町      | 昭 24. 12. 26 | 平 6. 8. 29 | 8, 490ha     | 平 28. 3. 31      |
| 池田      | 昭 50. 2. 3   | 平 6. 8. 29 | 6, 126ha     | 平 28. 3. 31      |
| 白馬      | 昭 35. 10. 14 | 平 16. 3. 8 | 7, 324ha     | 平 28. 7. 4       |

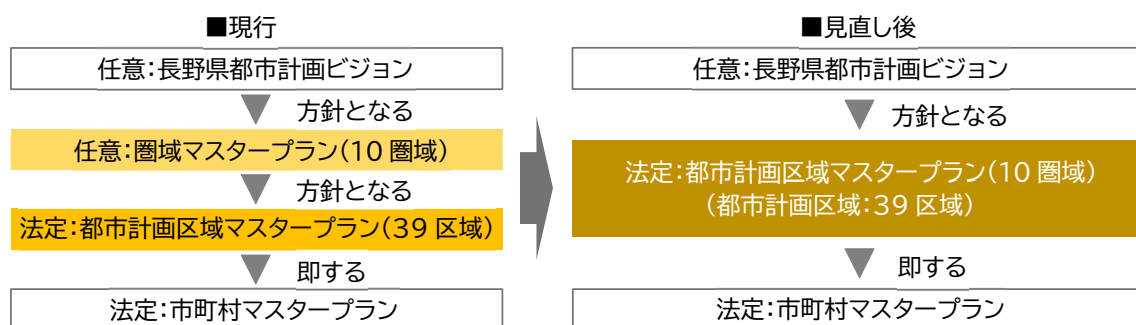
## 2 変更の背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であることや広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域（生活圏に近い 10 圏域）全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画（都市づくり）に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を都市計画区域マスタープランの上位計画と決めました。

その後、「長野県都市計画ビジョン」は 20 年後を見据えて策定したものの、策定後 10 年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象（東日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など）や世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえて平成 31 年 3 月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域

で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



【長野県における都市計画の計画体系】

### 3 大北圏域マスタープランの概要

大北圏域は、雄大な北アルプスや四季を映す仁科三湖、安曇野の田園風景など豊かな自然環境に育まれた圏域です。古くから海と山を繋ぐ塩の道（千国街道）による経済、文化等の交流のもとで発展してきており、現在は、観光産業や農業、工業を主要な産業とし、特に観光産業においては、国内有数の観光地として、国内外から多くの観光客が訪れています。

今後のまちづくりにおいては、大北圏域の強みである景観を広域的な観点から保全・育成し、これらの魅力を活かしながら、四季を通じて多くの観光客が訪れる観光地域づくりが求められているほか、大北圏域は圏域外との結びつきが強いことから、圏域内外を結ぶ交通ネットワークの維持・強化が必要となっています。

また、姫川流域の住民・市町村同士が、河川軸により上流部に向かって派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、大北圏域が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として変更するものです。

# 計画書目次

|   | 頁  |
|---|----|
| はじめに.....                                   | 1  |
| 1. 都市計画の目標.....                             | 1  |
| (1) 都市計画区域の範囲と目標年次.....                     | 1  |
| ① 都市計画区域の範囲.....                            | 1  |
| ② 目標年次.....                                 | 1  |
| (2) 都市づくりの基本理念.....                         | 2  |
| (3) 都市づくりの目標.....                           | 2  |
| ① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、自律・共存できるコンパクトなまちづくり..... | 2  |
| ② 北アルプスに育まれた自然環境、田園風景の保全.....               | 3  |
| ③ 災害に強いしなやかな圏域の形成.....                      | 3  |
| ④ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化.....                  | 3  |
| (4) 圏域構造と地域毎の市街地像.....                      | 4  |
| ① 拠点.....                                   | 4  |
| ② 軸.....                                    | 4  |
| ③ 土地利用構成.....                               | 5  |
| 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....            | 7  |
| (1) 区域区分の決定の有無.....                         | 7  |
| ① 県下同一基準による定量的な評価.....                      | 7  |
| ② 地域特性を考慮した区域区分の検討.....                     | 7  |
| ③ 区域区分の決定の有無の判断.....                        | 8  |
| (2) 区域区分の方針.....                            | 9  |
| おおむねの人口.....                                | 9  |
| 3. 主要な都市計画の決定の方針.....                       | 10 |
| (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....              | 10 |
| ① 主要用途の配置の方針.....                           | 10 |
| ② 市街地の土地利用の方針.....                          | 12 |
| (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....           | 15 |
| ① 交通施設の都市計画の決定の方針.....                      | 15 |
| ② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針.....                  | 17 |
| ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....                  | 19 |
| (3) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針.....              | 20 |
| ① 主要な市街地開発事業の決定の方針.....                     | 20 |
| (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....         | 20 |
| ① 基本方針.....                                 | 21 |
| ② 主要な緑地の配置の方針.....                          | 22 |
| ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針.....                   | 22 |
| ④ 主要な緑地の確保目標.....                           | 23 |

# 大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## はじめに

長野県都市計画ビジョン（平成 31 年 3 月改訂）では、広域的な連携を図るため生活圏（10 圏域）の計画性を重視し、同一圏域内で都市間相互の連携強化と調整を図り、整合性のとれた都市づくりを目指すこととしている。

大北圏域においては、複数の都市計画区域（3 区域・4 市町村）を有するが、広域的観点から隣接・近接する都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう、圏域単位とする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更する。

## 1. 都市計画の目標

大北圏域は、長野県の北西に位置し、5つの市町村により構成されている。圏域西部には雄大な北アルプスがそびえ、その山麓から平坦部にかけて水田が広がる水と緑豊かな圏域である。夏は涼しく、冬は寒さが厳しい気候で、特に小谷村や白馬村、大町市北部では積雪が多い。その立地を活かした観光産業や農業、工業が主要な産業として地域の暮らしを支えてきている。

本計画は、このような圏域の特徴を考慮し、まちづくりに対する合意形成の促進を図るため、大町都市計画区域、池田都市計画区域、白馬都市計画区域を中心に構成される大北圏域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、各圏域における歴史や文化、地域特性といった個性を生かし、各地域の役割や連携が図られるよう都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

なお、市街化などの進展や生活圏としての一体性の観点から、その状況に応じて、都市計画区域の指定要件を勘案しながら新たに都市計画区域の指定などを検討する。

### (1) 都市計画区域の範囲と目標年次

#### ① 都市計画区域の範囲

| 都市計画区域の名称 | 対象範囲          |
|-----------|---------------|
| 大町都市計画区域  | 大町市の一部        |
| 池田都市計画区域  | 池田町の一部、松川村の一部 |
| 白馬都市計画区域  | 白馬村の一部        |

#### ② 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 令和22年

都市施設などの整備目標 : 令和12年（中間年 令和7年）

## (2) 都市づくりの基本理念

### **地域の風土を活かし、人を育て、知恵と工夫で次世代に贈るまちづくり**

**北アルプスに育まれた美しい環境、歴史、文化を活かし、  
魅力的で安らぎのあるまちづくりを、次世代を見すえて進める。  
そのための人づくり、創意工夫を大切に考える。**

本圏域は、雄大な北アルプスの山々、高瀬川、姫川の2つの大きな河川の源流域をはじめとする豊かな自然環境に育まれた圏域である。

この自然からの恵みは、圏域に暮らす住民を支えるとともに自然を求めて訪れる多くの来訪者に安らぎをもたらしている。一方で、急峻な山地に囲まれた地形は、様々な災害の要因にもなっているが、そのような地形を生かして、高瀬ダムや七倉ダムが築かれ、水力発電が行われている。

人々の暮らしは、古くから海と山をつなぐ塩の道（千国街道）による経済、文化等の交流のもとで発展してきた。現在は、立山黒部アルペンルートや白馬のスキー場などの山岳観光や冬季観光の地域であるとともに、豊かな田園地域である。圏域南部には、屋敷林を有する散居集落と水田が広がる安曇野特有の景観が広がり、圏域北部では全国有数の多雪地としてそこで育まれた歴史や特徴的な文化、建築物や景観にふれることができる。

本圏域に暮らす人々や、次の世代の人々までが、環境、風土・文化を実感しながら、地域やふるさとに愛着をもち、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指す必要がある。

この点から、雄大な北アルプスに育まれた環境のもとで、これまで取り組んできた広域連携や都市計画等の取組の蓄積を土台にして、様々なニーズ、リスク等の変化に対応できる柔軟性を備えた、地域の文化、歴史を活かした魅力と安らぎのあるまちの実現に、次世代の暮らしを見据えて取り組んでいくことを本圏域の都市づくりの基本的な理念とする。

## (3) 都市づくりの目標

### ① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、自律・共存できるコンパクトなまちづくり

本圏域は、南北方向に広がる安曇野と白馬の山間部に JR 大糸線、一般国道 147 号、国道 148 号が概ね並行して整備されている。その中で、信濃大町駅や白馬駅周辺を中心に商業、業務、医療、福祉、観光、行政等の都市機能が集積している。平成 30 年度長野県商圏調査によると、大町市は松本市の 2 次商圏、池田町は安曇野市の 1 次商圏とされているなど、日常生活における松本圏域との結びつきが強い圏域であると言える。松本圏域との交通アクセスの利便性を維持しながら、圏域全体の人口が減少する中で日常の都市活動を展開できる圏域を持続していくため、それぞれの拠点の都市機能を維持、充実するとともに、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路交通のネットワークを維持、強化する。

また、住民参加型のまちづくりにより空き家・空き店舗や低未利用地の有効活用をしながら、市街地活性化を推進するとともに、水と緑を活かした居心地が良く「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、脱炭素など環境に配慮したコンパクトな市街地を形成する。

特に、大町都市計画区域の信濃大町駅周辺や白馬都市計画区域の白馬駅周辺は、多様な都市機能が集積した、県外との交流を見据えた魅力的な拠点を形成する。

## ② 北アルプスに育まれた自然環境、田園風景の保全

本圏域は北アルプスなどの山並みに囲まれており、その豊かな森林や草原、河川等の自然環境を保全する。

また、米づくりを中心に収益性の高い農業が営まれる地域を目指して、競争力の高い米づくりの推進、地域特性を活かした園芸作物の生産振興、ブランド力の向上等に取り組んでおり、こうした活動を踏まえて、農業振興策との連携を図りながら安曇野に広がる優良農地は大切に保全するとともに、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

観光面では、四季を通じて多くの観光客が訪れる観光地を目指して、自然環境・生物多様性の適切な保全を図りつつ、資源の保全、観光交流の機能の維持、強化を図る。さらに、サイクルツーリズムの推進に向けて、自転車に配慮した道路環境の整備を進める。

北アルプスなどの山並みの眺望や田園風景、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図るため、市町村の連携のもとに広域的な調和のとれた景観の育成に取り組む。

## ③ 災害に強いしなやかな圏域の形成

本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害や、高瀬川、姫川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。また、長野県神代断層地震など過去の自然災害を教訓にし、災害が起きたときの対応や、被害が発生した後の復旧・復興等の回復力を高めるとともに、防災・減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討し、災害に強くしなやかな圏域を形成する。

## ④ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化

大北圏域と新潟方面や長野方面、松本方面など圏域内外の広域交通を担う道路ネットワークに関しては、既存の道路はその機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資輸送や代替交通機能、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。あわせて、区域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークの維持・強化を図り、圏域内の生活、観光、産業等の利便性の向上、交流の促進により、住みよい生活環境づくりを推進する。

また、交通渋滞の緩和や脱炭素社会の実現のため、JR 大糸線及びバスの利用性を高めるとともに、コミュニティバスの導入や観光の2次交通を支えるハブ機能の強化により、自家用車利用からの転換を促進する。

圏域の拠点周辺では、駅や交流拠点を中心にウォーカブルなまちなかの形成に向けて歩道や自転車道の整備を進め、利便性や回遊性の向上を図る。また、公共交通との連携を考慮しながら、観光地間を結ぶ徒歩、自転車によるネットワークを形成する。

#### (4) 圏域構造と地域毎の市街地像

本圏域では、次に示す圏域構造の実現に向けた都市づくりを進める。圏域構造は、拠点、軸、土地利用構成で構成することとする。

##### ① 拠点

###### a. 都市拠点

本圏域を南北に貫く J R 大糸線の駅周辺で、一般国道 147 号、一般国道 148 号の沿道であり、登山やスキーで訪れる観光客の玄関口としての機能を有し、圏域内の複数市町村の都市活動を支える商業、業務、交通等の都市機能を維持・充実する都市拠点として、次のエリアを位置づける。

**信濃大町駅周辺、白馬駅周辺**

###### b. 地域拠点

都市拠点ほどの都市機能の集積を有しないものの、鉄道駅や役場の周辺であり、都市拠点を補完し、主に市町村内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する地域拠点として、次のエリアを位置づける。

**池田町役場周辺、信濃松川駅周辺、信濃森上駅周辺、神城駅周辺**

##### (参 考)

###### ■ 拠点の選定

市町村に存在する駅又は役場の徒歩圏（半径 800m）を単位として、全産業従業者数、年間小売販売額、医療機関（歯科等を除く）の集計から、圏域内の各指標平均値を算出し、上位となる箇所から、圏域拠点（最上位の市町村）、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定した。

なお、都市計画区域が指定されている市町村のうち、拠点が 1 つも設定されない市町村は、該当する都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点とした。

##### ② 軸

###### a. 広域交流軸

圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として、以下の鉄道、高規格道路、一般広域道路を位置づける。

**鉄道** : J R 大糸線  
**高規格道路** : 松本糸魚川連絡道路  
**一般広域道路** : -  
(道路 : 長野県広域道路交通計画 (令和 3 年 3 月) 広域道路ネットワーク計画の路線)

###### b. 地域連携軸

広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う地域連携軸として、以下の道路を位置づける。



その他主要な道路：一般国道 147 号、148 号、406 号

主要地方道長野大町線、白馬美麻線、大町明科線

(道路：長野県広域道路交通計画（令和 3 年 3 月）広域道路ネットワーク計画の路線)

### ③ 土地利用構成

#### a. 商業業務系ゾーン

圏域や都市の中心となる商業・業務地、近隣に位置する商業・業務地、沿道の商業地、観光商業地等、商業・業務機能を維持、形成する区域を商業業務系ゾーンとし、信濃大町駅周辺の商業系用途地域を位置づける。

#### b. 工業流通系ゾーン

物流を担う道路網の配置等を考慮したうえで、地場産業を含む工業又は流通機能の維持、誘導を図る区域を工業流通系ゾーンとし、既存の工業団地や一般国道 147 号、一般国道 148 号の沿道に形成された工業地をはじめとした工業系用途地域を位置づける。

#### c. 住宅系ゾーン

住宅地として利便性、快適性等の保全、形成を図る区域を住宅系ゾーンとし、北大町駅、信濃大町駅等の鉄道駅周辺の住居系用途地域を位置づける。

#### d. ふるさとの農用地

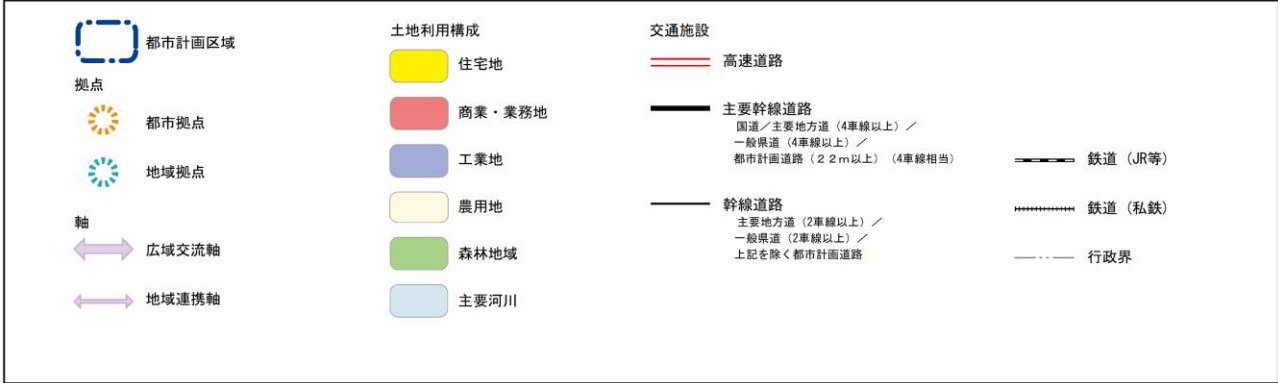
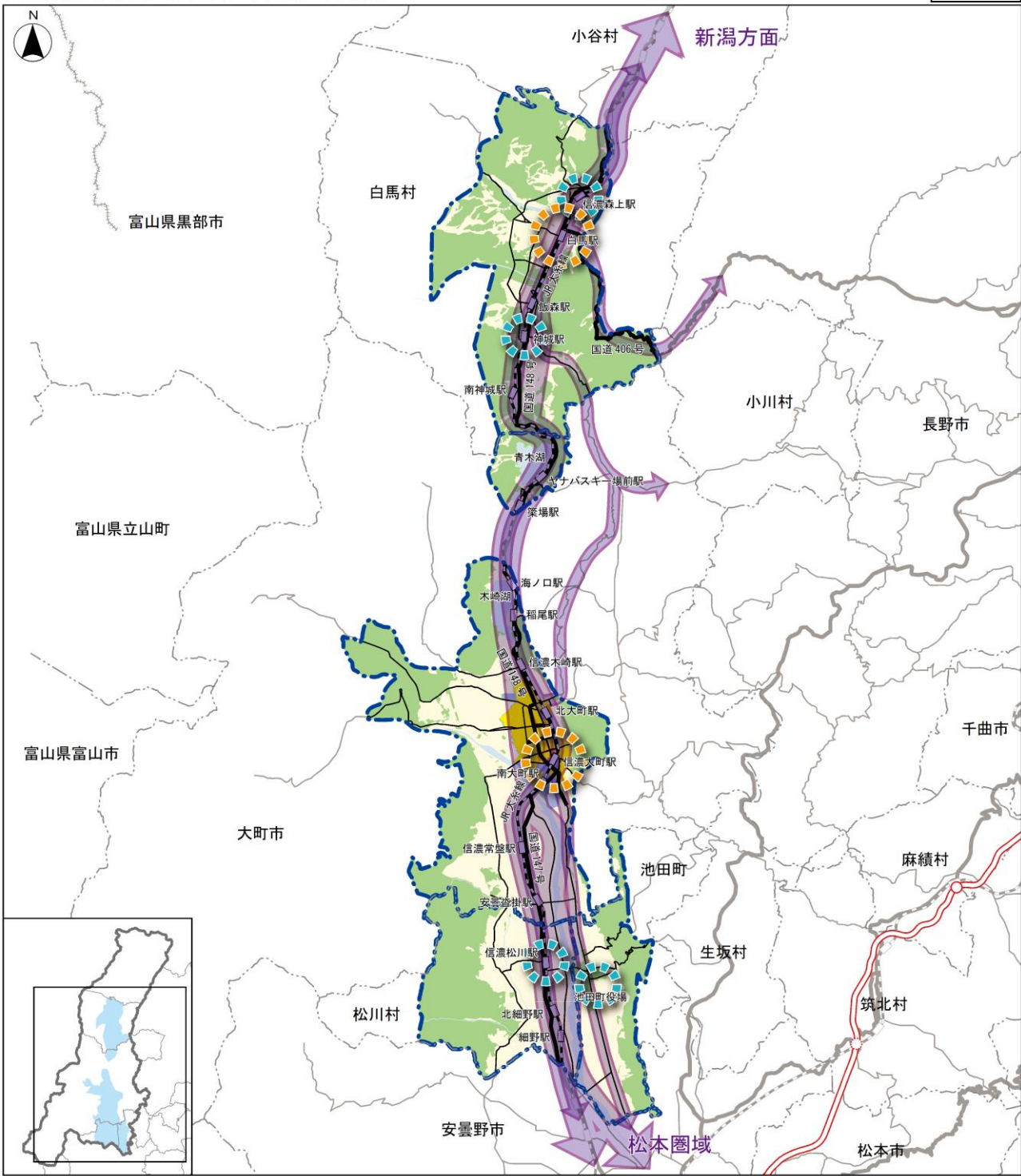
優良農地の保全や営農基盤の計画的な維持管理等により、持続可能な営農環境を維持するとともに、集落地の利便性、快適性等の維持、向上を図る区域をふるさとの農用地とし、市街地の周辺から山裾に広がる農業地域を位置づける。

#### e. 自然と共生するゾーン

圏域の骨格を形成する豊かな自然環境を有する山地、丘陵地等として保全を図るとともに、山間の集落地の利便性、快適性の維持、向上を図る区域を、自然と共生するゾーンとし、本圏域に広がる森林地域を位置づける。

都市計画区域マスタープラン圏域構造図  
大北圏域（大町市・池田町・松川村・白馬村）

附図



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

| 都市計画区域 | 区域区分の有無  |
|--------|--|
| 大町     | 区域区分を定めない  |
| 池田     | 今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、区域区分を定めない。 |
| 白馬     |  |

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

#### ① 県下同一基準による定量的な評価

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、各都市計画区域における区域区分の必要性を評価した。その概要は以下のとおりである。

##### 【大町都市計画区域】

- ・人口推移は、用途地域内外ともに減少傾向にあり、さらには、用途地域外の農地転用率は県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低い。
- ・行政区域人口は 10 万人以下であり、都市の集積性は高くない。また、行政区域人口も減少傾向にあり、第 2 次・第 3 次産業就業者の伸び率も長野県の平均を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・市街地の道路面積は、住宅地として望ましい標準的な目安を下回っており、さらには、市街地内の都市的土地利用率も県平均を下回っていることから、計画的な市街地整備の必要性は高い。以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

##### 【池田都市計画区域】

- ・行政区域人口は 10 万人以下であり、都市の集積性は高くない。また、第 2 次・第 3 次産業就業者の伸び率も長野県の平均を上回っているものの、行政区域人口は減少しているため、市街地が拡大していく可能性が低い。
  - ・本区域は用途地域未指定の区域であり、用途地域の指定がない区域に 20ha 以上のまとまった集落が存在しているため、計画的な市街地形成の必要性は高い。
- 以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断した。

##### 【白馬都市計画区域】

- ・行政区域人口は 10 万人以下であり、都市の集積性は高くない。また、行政区域人口も減少傾向にあり、第 2 次・第 3 次産業就業者の伸び率も長野県の平均を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
  - ・本区域は用途地域未指定の区域であり、用途地域の指定がない区域に 20ha 以上のまとまった集落が存在しているため、計画的な市街地形成の必要性は高い。
- 以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断した。

#### ② 地域特性を考慮した区域区分の検討

##### 【大町都市計画区域】

本区域のまとまりのある優良農地は「農業振興地域の整備に関する法律」における農用地区域に指定されている。また、用途地域を市街地整備の中心として位置づけ、「大町市風致地区内

における建築等の規制に関する条例」、「大町市開発指導要綱」による規制・誘導や立地適正化計画により土地利用の誘導を図るなど、計画的な土地利用を推進している。また、自然環境が豊かな森林等においては、風致地区の指定により環境保全に努めている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針のため、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### 【池田都市計画区域】

池田町では、土地利用調整基本計画において、特に留意が必要な地域を定め、計画的な土地利用の誘導をしているほか、「池田町開発事業指導基準要綱」などにより無秩序な開発抑制等の指導をしている。

松川村では、土地利用調整基本計画において、村内を9つゾーンに区分し、それぞれ目的に見合った土地利用を計画的に誘導しているほか、「松川村開発事業等指導要綱」などにより、村独自の基準を設け指導を行っている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### 【白馬都市計画区域】

本区域のまとまりのある優良農地は「農業振興地域の整備に関する法律」における農用地区域に指定されている。また、白馬村が策定した「立地適正化計画」においては、計画的な立地誘導を推進するとともに、「白馬村開発行為の調整等に関する条例」や「白馬村景観条例」、などにより良好な田園景観を保ち、スキー場や別荘地では自然環境との調和を図った土地利用や景観育成に努めている。今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

### ③ 区域区分の決定の有無の判断

#### 【大町都市計画区域】

本区域は、①では区域区分の必要性は低いと判断され、②に示す地域特性を踏まえ、他法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法の活用等を前提として区域区分は行わないものとする。

当面は区域区分以外の都市計画手法などによる土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や関連施策との連携について検討していく。

#### 【池田都市計画区域】

本区域は、①では、区域区分の必要性がやや高いと判断されたが、②に示す地域特性を踏まえると急激な市街化は考えにくいことから、他法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法の活用等を前提として区域区分は行わないものとする。

当面は区域区分以外の都市計画手法等による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や関連施策との連携について検討していく。

#### 【白馬都市計画区域】

本区域は、①では、区域区分の必要性がやや高いと判断されたが、②に示す地域特性を踏ま

えると急激な市街化は考えにくいことから、他法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法の活用等を前提として区域区分は行わないものとする。

当面は区域区分以外の都市計画手法などによる土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や関連施策との連携について検討していく。

**(参 考)**

**■「区域区分」とは**

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

**■「区域区分」を「定める」か「定めない」かは、県が判断**

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行等の、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

**(2) 区域区分の方針**

前項で記述のとおり、本圏域の都市計画区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本圏域の都市づくりの目標の実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

**おおむねの人口**

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

| 都市計画区域 | 平成27年<br>(基準年) | 令和7年<br>(中間年) | 令和12年<br>(目標年) |
|--------|----------------|---------------|----------------|
| 大町     | 26.3千人         | おおむね 22.5千人   | おおむね 20.7千人    |
| 池田     | 19.8千人         | おおむね 18.2千人   | おおむね 17.3千人    |
| 白馬     | 8.8千人          | おおむね 8.0千人    | おおむね 7.6千人     |
| 圏域計    | 54.9千人         | おおむね 48.7千人   | おおむね 45.6千人    |

(注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の決定に当たっては、市町村の土地利用計画等を尊重し、以下のとおり決定する。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### 【用途地域を定めている都市計画区域（大町都市計画区域）】

###### a. 商業業務系ゾーン

商業業務系ゾーンは、圏域構造に位置つけた拠点及び軸を中心に以下のとおり配置する。

都市拠点に位置つけた信濃大町駅周辺は、本圏域の中心的な商業業務地としての役割を担うため、既存の施設の周辺に集約することにより、まとまりのある商業地の形成を図る。その際には、低未利用地等の有効活用を推進する。

###### 【大町都市計画区域】

商業地は、大町地域の県道信濃大町停車場線沿いに配置し、商業系用途地域内に集積する。

なお、常盤地域の一般国道 147 号沿道においては、既に多くの商業施設が立地していることから、関係機関との調整を図りつつ、周辺環境に調和した適切な施設の誘導を進める。

###### b. 工業流通系ゾーン

工業流通系ゾーンは、用途地域の縁辺部に配置する。

###### 【大町都市計画区域】

新たな工業系施設は、大町地域南部に主に集約されている現在の工業系用途地域内に配置することを基本とし、既存工業集積地は、今後も引き続き、製造業、サービス業等の既存の工場・事業所の維持を図る。居住環境と隣接する場合は、環境保全に配慮した土地利用や施設配置に留意するなどし、周辺環境との調和を図る。

なお、工業系の用途地域に関しては、今後の産業の動向を把握しながら、既存の工業地の再編等を視野に入れた変更を検討する。

###### c. 住宅系ゾーン

住宅地は、良好な居住環境を形成するため、ゆとりある低層の住宅地の形成を図る。

###### 【大町都市計画区域】

大町地域の住居系用途地域内に住宅地を配置する。用途地域外の住宅地は、可能な限り既存集落内に集積させ、スプロール化の拡大を防ぐ。

ただし、まとめて農業振興地域内農用地区域外農地のみられる常盤地域の一般国道 147 号周辺では、近年、中心市街地や松本方面に近いことなどから、住宅等が立地しつつあり、今後も継続する可能性がある。このような区域では、居住者による協定等により、良好な居住環境の形成を図る。

###### 【用途地域を定めていない都市計画区域（池田都市計画区域、白馬都市計画区域）】

###### a. 商業地として土地利用の維持、形成を図るゾーン

商業地として、各区域の土地利用の維持、形成を図るゾーンは以下のとおり配置する。

都市拠点に位置づけた白馬駅周辺では、主要な交通結節機能を有し、商業業務や情報、文化等の多様な都市サービス機能が集積しており、本圏域の中心的な商業業務地としての役割を担うため、まとまりのある商業地の形成を図る。

地域拠点に位置づけた池田町役場周辺及び信濃松川駅周辺、信濃森上駅周辺及び神城駅周辺には、主に都市内の日常的な利便性を有する商業地として、生活に必要な商業業務機能を維持、充実する。その際には、低未利用地等の有効活用を推進する。

#### 【池田都市計画区域】

商業地は、主に幹線道路沿いに集約し、施設の整備にあたっては、街並みの景観及び周辺的环境に配慮し、適正な規模やデザインなどの誘導に努める。

##### （池田地域）

商業地は、既存の商業施設が多く立地している主要地方道大町明科線沿いに主に配置し、既存の施設の周辺に集約することにより、まとまりある商業地の形成を図る。

##### （松川地域）

商業地は、一般国道 147 号及び一般県道上生坂信濃松川停車場線沿いを中心として集約する。

#### 【白馬都市計画区域】

商業地は、白馬村の玄関口である J R 白馬駅周辺、別荘地やスキー場周辺等の観光施設や宿泊施設、商店街などの集積がみられる地区を観光市街地として、魅力ある観光施設の集積や商店街の形成を図る。

一般国道148号沿いでは、集落環境の保全を考慮し、無秩序な商業施設の立地を避け、住民の居住環境の集積する区域との調和を図った土地利用の実現を図る。さらに施設の新たな立地に際しては、屋外広告物や外観等に留意し、周辺景観に調和した施設整備を推進する。

#### b. 工業地として土地利用の維持、形成を図るゾーン

工業地として、各区域の土地利用の維持、形成を図るゾーンは以下のとおり配置する。

#### 【池田都市計画区域】

既存の工業の拠点に集約することを基本とし、施設の立地にあたっては、外周部などの緑化の推進により、周辺の土地利用や環境、景観との調和を図る。

##### （池田地域）

「池田町土地利用調整基本計画」で定めた産業振興地域、産業創出候補区域への集約を図る。

##### （松川地域）

「松川村土地利用調整基本計画」で定めた産業創造ゾーンへの集約を図る。

#### 【白馬都市計画区域】

白馬村には、まとまりのある工業地はなく、主要幹線沿いに小規模な工場が散在する。

新たな工場は既存の工業地の付近に配置する。工業地としてのまとまった用途の配置は施設の集積を見ながら、必要に応じて今後計画していくものとする。

#### c. 住宅地として土地利用の維持、形成を図るゾーン

住宅地として土地利用の維持、形成を図るゾーンは以下のとおり配置する。

### 【池田都市計画区域】

住宅地は、既存の市街地を中心とした一定のエリアに集約を図り、まとまりのある優良農地の保全に特に留意する。

#### （池田地域）

住宅地は既存の集落周辺への集約を基本とする。

#### （松川地域）

「松川村土地利用調整基本計画」により配置することを基本とし、既存市街地を中心にした住宅の集約と誘導を図る。

また、一般国道 147 号より西側の地域では、点在する農業振興地域内農用地区域外農地における宅地開発等が農地のなかに無秩序に拡散しないように既存集落に集約的に誘導する。

### 【白馬都市計画区域】

既存の集落を中心に宅地の集積を図るとともに、良好な居住空間を形成するために必要な都市基盤の整備を推進する。また、J R 白馬駅周辺を村中央部の生活拠点、J R 神城駅周辺の市街地を村南部の生活拠点、J R 信濃森上駅周辺の市街地を村北部の生活拠点としてそれぞれ位置付け、これらの拠点と集落との結びつきを強化するため機能的な道路網の構築等により、都市的機能の充実を図る。

また、山麓の別荘地を良好な林間居住地として維持していくため、景観保全、住民サービス等の面から良好な居住環境の確保に努めるとともに、空き別荘地の有効活用等を推進する。

## ② 市街地の土地利用の方針

### a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工の用途が混在する区域では、工場の操業による居住環境への影響に十分留意したうえで、土地利用の整序・純化を図るため、特定用途制限地域や地区計画等、建築物用途の制限を検討する。一方で、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、用途地域等の指定や土地利用の状況を検証し、必要に応じて職住近接など用途の複合化も検討する。

### b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域の中心市街地には、狭あい道路や木造住宅が密集して立地している地区があるため、道路整備と一体で木造老朽住宅をはじめとする建築物等の耐震化等、災害時の安全性の確保を推進する。

また、道路や下水道、公園等の生活環境施設の整備を推進するとともに、各地域特性を活かした居住環境の改善、維持を進める。

### c. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地では街区公園や都市緑地の整備を推進し、バランスのとれた都市内のオープンスペースの整備を進める。

### d. 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、営農条件の維持、向上を図るため、「長野県農業振興地域整備基本方針」や市町村の土地利用の方針に基づき、今後も保全を図る。その他の農地については無秩序な農地転用を抑制し、計画的な土地利用と農地の有効利用を図る。



#### e. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等の区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、立地適正化計画や開発許可制度などにより浸水想定区域等における新たな市街化を抑制するとともに、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を検討する。

#### f. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本圏域は、3地区で風致地区の指定があり、これらの自然環境の保全を図るため、この指定を継続するとともに、今後は、指定による効果や課題を整理し、必要に応じて地区の指定範囲について見直しを検討する。

山間部や山麓部の森林の持つ公益的な機能の維持・向上、土砂災害の防止等を図るため、適切な森林管理、治山等の対策との連携しながら森林の保全を図るとともに、自然環境を活かし、自然とふれあいを深める空間の整備に努める。また、「生物多様性なごの県戦略」に基づいた取り組みを進めるなど、生物多様性にも配慮する。

#### g. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

近年の社会情勢に伴う土地利用の変化や将来の市街地像、災害リスクを勘案し、地域の土地利用状況に応じた土地利用規制や建物形態規制を行い、市街地への立地誘導や周囲の景観や環境に調和した形態、規模の建築物の立地を図る。

用途地域の指定のない地域や幹線道路沿道で土地利用制限を特に必要とする地域については、特定用途制限地域などの都市計画手法により、適切な土地利用の誘導を図る。

#### 【大町都市計画区域】

- ・大町温泉郷など現在大規模な建築物が立地する地域では、土地利用の動向に応じ、現在の環境を保持できる適切な制限を検討する。
- ・幹線道路沿道等、その他地域については、現在の土地利用に応じて中層又は低層の建築物の立地を図る。特に、「常盤地区の一般国道147号周辺」、「大町温泉郷周辺」、「木崎湖南岸周辺」、「国営アルプスあづみの公園東側」に残されている農業振興地域内農用地区域外農地では、各地域の立地条件や今後の開発見通しなどをふまえて、地区計画またはそれに準じる手法によって計画的に土地利用の整序を図る。
- ・常盤地域内の一般国道147号沿いでは、周辺環境に適さない用途の立地規制を行うため、関係機関との調整を図る。
- ・都市計画区域外の居住可能地域に関しても、地域内の計画的な開発及び保全に向けて、都市計画区域の指定などを検討する。特に、鹿島川周辺や木崎湖―青木湖間について、都市計画区域が分断されていることから、土地利用の状況など都市計画区域の指定要件を勘案しながら、都市計画区域の指定などを検討する。
- ・地震時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を確保するため、緊急輸送路沿道の建築物の耐震化を進める。

#### 【池田都市計画区域】

- ・幹線道路の沿道や市街地の中心部、中層又は低層の住宅が立ち並んでいる地域では、低層住宅等の環境を保持できる規模の建築物の立地を図る。
- ・池田、松川両地域の農業振興地域内農用地区域外農地の分散状況を勘案しながら、まとまりのある優良農地を保全するゾーンと都市的な土地利用の集約を図るゾーンを分け、その実現を担保するため、都市計画制度や自主条例などにより、計画的な都市的土地利用の実現を図る。

#### 【白馬都市計画区域】

- ・別荘地などにおいて、近年は海外資本による開発が増加傾向にあるため、必要に応じて都市計画制度のさらなる導入や自主条例などにより、周辺景観や環境と調和した建築物の規模の誘導及び良好な自然環境の保全を図る。
- ・八方地区など比較的規模の大きな建築物が密に立地する地域では、土地利用の動向に応じ、現在の環境を保持できる適切な制限を定める。幹線道路沿い等、その他の地域では、周囲の環境との調和を図る点に留意しながら、現在の土地利用に応じて中層又は低層の建築物の立地を図る。
- ・優良農地の保全に配慮しながら、農業振興地域内農用地区域外農地の分散状況を踏まえて、無秩序に市街地が拡散しないよう、計画的に都市的土地利用の誘導と集約を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a. 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本圏域は、都市計画の目標に掲げた圏域間を結ぶ広域交流軸及び圏域内の都市間を結ぶ地域連携軸、その他主要幹線道路や幹線道路等の整備を推進することで、交通ネットワークの強化を図るものとする。

また、鉄道やバス等の公共交通機関の維持・充実を図るとともに、徒歩・自転車の利用環境の整備や駐車場等の適正な配置を推進することにより、車への過度な依存からの脱却に取り組み、良好な都市環境の形成を図るものとする。

これら交通体系の連携強化により、信濃大町駅や白馬駅など鉄道駅周辺の都市拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

##### イ. 整備水準の目標

本圏域の都市計画道路は、17路線、約58kmが都市計画決定されており、令和4年3月末現在、改良済延長25.93km、概成済延長0.0km、計25.93km（計画延長に対し44.25%）の整備が行われている。今後は、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、計画的な道路の配置と整備を推進するとともに、道路環境の維持・充実を図る。

#### b. 主要な施設の配置の方針

##### ア. 道路

長野県広域道路交通計画における広域道路ネットワーク計画の路線の他、主に圏域内の交通を担う道路として、2車線以上の主要地方道等を主要幹線道路及び幹線道路に位置づける。

##### イ. 公共交通

JR大糸線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持、強化を図る。

市町村を主体に関係機関との連携のもと、路線バスの維持やコミュニティバスの充実等による安全・安心な地域公共交通の確保を図る。

##### ウ. その他の施設

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を中心に、駅前広場、駐車場、自転車駐輪場、自転車走行空間の整備等を推進し、公共交通の利便性向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア. 道路

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

| 都市計画区域 | 名称   |
|--------|--|
| 大町     | 都市計画道路3・4・4号中央通り線<br>都市計画道路3・5・8号三日町犬ノ窪線<br>都市計画道路3・5・9号相生町野口線<br>主要地方道長野大町線 |
| 池田     | 一般県道上生坂信濃松川停車場線  |
| 白馬     | 主要地方道白馬美麻線   |

## ② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針

### a. 基本方針

#### ア. 下水道等及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

下水道区域については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、用途地域外の一定規模の集落についても区域として定めるなどして下水道の普及を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

##### 2) 河川

一級河川については、適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力等に努めるとともに、信濃川水系河川整備計画や高瀬川、姫川圏域河川整備計画（策定予定）に基づき、高瀬川、姫川流域の河川整備を推進することで、治水能力の向上を図る。自然的環境が多く残されている河川では、特徴のある水辺空間や現状を極力損なわないように配慮した河川整備を行う。さらに、市街地の河川においても、護岸の緑化等による自然的な河川環境・景観を創出し、人々に安らぎと憩いの場を与える河川の環境整備に努める。

治水対策に加え、河川流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水プロジェクト」により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組む。

### イ. 整備水準の目標

#### 1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ・安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- ・地震による被害を防止するため、終末処理場等の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- ・洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- ・局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- ・人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト両面において広域化・共同化を検討する。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入などの対策を行う。
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

## 2) 浄化槽等

人口減少の影響等を踏まえ、汚水処理システムの最適化を行った結果、集合処理ではなく浄化槽のような個別処理が適する場合は、市町村等による公共浄化槽整備を優先的に進めるとともに、公共用水域の生活環境などの改善を図るため、定められた構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。

## 3) 河川

河川の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・河川整備は、これまでの河川改修、水害発生、河川利用の状況や河川環境の保全に配慮し、第4次長野県環境基本計画等との整合を図り、関連する他事業との整合が取れた河川整備を行う。
- ・沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮し、治水対策の緊急性の高い河川について、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- ・河川敷や堤防天端等は、沿川住民や自治体と連携を図りながら適正利用に努める。
- ・渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念される河川は、正常な機能の維持に必要な流量確保を行う。
- ・河川改修では、多自然川づくりを基本とし、河川や周辺の自然環境を考慮し、河川環境の保全を図る。また、河川愛護団体の活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進する。
- ・今後老朽化の進行が見込まれる河川管理施設については、計画的かつ効果的な維持管理や更新を行う。

### b. 主要な施設の配置の方針

#### ア. 下水道等

本圏域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に、市町村の単独公共下水道、特定環境保全公共下水道等があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき、計画的な施設の整備・更新を図る。公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合の可否を検討する。

雨水については、既存施設の長寿命化対策を進めるとともに、近年の気候変動の状況等を踏まえ、必要に応じて排水区域や施設規模、配置の見直しを行うなど計画的な雨水対策を図る。

#### イ. 河川

本圏域には、信濃川水系に属する高瀬川等の河川と姫川水系の河川があり、高瀬川の大町ダムの国管理区間においては、信濃川水系河川整備計画に基づき、大町ダム等再編事業の河川整備を計画的に推進する。また、高瀬川圏域河川整備計画と姫川圏域河川整備計画（長野県管理区間）（策定予定）に基づき、河川整備を計画的に推進する。

河川の改修と併せて、洪水が発生した場合の被害を最小限に留めるため、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表、雨量や河川水位等の情報提供を行う。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

【下水道】

| 都市計画区域 | 名称  |
|--------|---|
| 大町     | (汚水)<br>・大町市公共下水道大町処理区<br>・大町市公共関連特定環境保全公共下水道仁科三湖処理区<br>(雨水)<br>・大町市公共下水道大町処理区内の排水区 |
| 池田     | (汚水)<br>・池田町公共下水道池田処理区  |
| 白馬     | (汚水)<br>・白馬村公共下水道白馬処理区  |

改築関係事業を含む

【河川】

| 都市計画区域 | 名称      |
|--------|---------|
| 大町     | 高瀬川、農具川 |
| 池田     | 高瀬川     |
| 白馬     | 姫川      |

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ごみ処理施設等は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮されるとともに、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理を促進する。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

大町市において、大町市、白馬村、小谷村の3市村に係る可燃ごみを処理するため、平成30年度に北アルプス広域連合が事業主体となり、北アルプスエコパークの稼働が開始した。

今後はこの施設を運用しながら、計画的な施設の維持、管理を行うとともに、当該施設及び当該施設の稼働により廃止された施設の都市計画決定について検討を進める。

また、大町市グリーンパーク（最終処分場）の使用期限が令和8年度となっていることから、以降の最終処分場の確保の方向性について検討を進める。

### (3) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

##### a. 基本方針

まちなか居住の推進や中心市街地及び鉄道駅周辺における都市機能の維持及び充実、都市施設の集約や再編など、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、必要に応じて、市街地開発事業の実施について検討を行う。

また、既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討を行う。

その他、開発指導要綱等により、乱開発を防ぎながら、良好な宅地供給の促進を図る。



#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本圏域は北アルプスの山岳の麓に位置し、豊かな森林に恵まれ北アルプスや周辺の湿地を水源とする豊かな水辺を有している。一方で、林業の採算性の悪化を背景とした適切に管理されていない森林の増加は、近年の野生鳥獣による農作物等への被害の一因ともなっている。

このように恵まれた自然環境をかけがえのない資源として後世に引き継ぐため、これらの自然環境について、生物多様性保全や、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図るとともに、特に市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラとして活用する取組を推進することで、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

##### a. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本圏域の都市公園は、11箇所（面積312.68ha）が都市計画決定されており、令和4年3月現在、11箇所（面積311.47ha）が開設済みとなっている。また、都市計画決定されていない公園は10箇所（面積29.48ha）である。都市公園全体では20箇所（面積342.10ha）が開設されており、一人当たりの公園面積は64.55㎡/人となっている。長野県都市公園条例においては住民一人当たりの公園面積の標準が10㎡/人以上と定められており、本圏域では条例で定める標準を目標とする。

なお、今後の人口減少社会において一人当たりの公園面積は更に増加することとなるが、それと同時に一人当たり維持管理コストの増加なども懸念されることから、将来人口を見据え計画的に都市公園の保全に努める。

| 都市計画区域 | 水準   |
|--------|--|
| 大町     | 【都市計画区域内人口一人あたり面積】<br>令和4年3月末：107.00㎡/人<br>目標：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10㎡/人以上）  |
| 池田     | 【都市計画区域内人口一人あたり面積】<br>令和4年3月末時点：34.35㎡/人<br>目標：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10㎡/人以上） |
| 白馬     | 【都市計画区域内人口一人あたり面積】<br>令和4年3月末時点：7.38㎡/人<br>目標：10㎡/人（長野県都市公園条例での標準）               |

## ② 主要な緑地の配置の方針

### a. 環境保全系統の配置方針

北アルプスの山岳に広がる豊かな森林やまとまりある農地、市街地内の緑地などは、本圏域の環境の骨格を形成するものであり、生活環境の観点からも多様な機能が期待されることから保全と適正な管理を図る。また、自然的環境は、生物多様性に配慮した整備又は保全を図る。

### b. レクリエーション系統の配置方針

身近なレクリエーション施設である既存の公園や緑地について、適正な維持管理を行いながらさらなる利用促進を図るとともに、利用形態に合わせた都市公園等の整備を図り、子供の遊び場、高齢者をはじめとした住民の身近な運動及び休養の場を確保する。

### c. 防災系統の配置方針

市街地における災害時の避難場所として、レクリエーション機能をあわせもった緑道や公園の活用を図るとともに、河川緑地等の大規模な緑地にも避難地としての機能を持たせ、その整備と保全を図る。

都市的災害を含めた総合防災の観点から、避難地、避難路を確保するための防災機能を有する公園・広場、地域防災センターなどの整備を図る。

### d. 景観系統の配置方針

本圏域内の景観の特徴である高瀬川及び姫川の河川景観、北アルプス等の山地景観、また、屋敷林や田園等の特徴的な景観など、多様な景観資源の育成・保全を行いながら、地域の景観資源を活かした緑地空間の創出に努める。

また、圏域内で指定されている風致地区は、景観を形成するうえで重要な役割を果たしており、引き続き、この指定を維持し、良好な景観の保全を図る。

## ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

### a. 公園緑地等の整備方針

公園緑地等の整備方針として、都市公園施設の適切な維持管理による保全に努め、安心安全な公園運営を図るとともに、公園が持つ住環境の質的向上や、地域の賑わいの拠点など多様なストック効果を十分発揮できるよう整備促進を図る。

また、未供用の都市計画公園区域については、現状での人口分布や当該公園に求められるニーズを捉え、必要に応じて都市計画公園の未供用区域の見直しを行う。

### b. 緑地保全地域等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地域等の指定を次のとおりとする。

| 都市計画区域 | 指定方針   |
|--------|--|
| 大町     | 日向山、木崎湖、青木湖の3地区（計1,156ha）の風致地区を決定している。今後は、決定地区一帯の地域づくりの方針を勘案しながら、これまでの決定による効果や課題を整理し、必要な場合は地区の決定範囲について見直し等を行う。 |
| 池田     | 本区域の森林等のうち水源かん養、山地災害防止等の面で保全が必要な区域は、保安林等に指定されており、また、近年は森林における林地開   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>発の動向もないことから、風致地区や緑地保全地区の指定は行わず、当面はこれまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。</p>   |
| <p>白馬</p> | <p>本区域の森林等のうち生物生息環境として、あるいは水源かん養、山地災害防止等の面で保全が必要な区域は、自然環境保全地域（県条例に基づく）、保安林、鳥獣保護区等に指定されている。また、近年は森林における林地開発の動向もないことから、風致地区や緑地保全地区の指定は行わず、当面はこれまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。</p> |

#### ④ 主要な緑地の確保目標

良好な自然環境の保全等を図るため、必要に応じて公園等の公共空地の整備を検討する。

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図  
大北圏域(大町市・池田町・松川村・白馬村)

附图

